

2025 年度以降の PC 貸出等について

2021 年度から始まった PC 必携化は、2024 年度で 4 年目を迎え、1 年生から 4 年生までの必携化が完了しました。これを受けて、2025 年度 4 月から、新しい運用が始まります。

PC 教室・CALL 教室が廃止され、PC 貸出をはじめキャンパス内（図書館含む）で自由に利用できる PC がなくなります。このため、授業や自習で使用する PC は、自身の所有するノートパソコンを必ず持参してください。

なお、原則自身が所有しているノートパソコンが故障した場合の対応として、PC 貸出を行います。

故障以外の理由で当日 PC を借りる際は、台数に限りがありますので注意してください。

貸出が必要な学生は、以下の手続きを行ってください。

- ・受付窓口 高等教育開発・支援センター「サポートデスク」（大学 7 号館 1 階）
 - ・貸出対応 授業実施日(1～5 時限目の時間帯を基本とし、6 限補講等、学年暦に応じた貸出を行う)
 - ・手続き方法 窓口以下を持参した上で、所定の申請書を提出してください。
 - ①学生証
 - ②故障した PC（既に修理中の場合は修理受付伝票など）
- ※故障以外の理由の場合は①のみ
- ・貸出期間 ・ノートパソコンが故障した場合：最大 1 カ月（事前予約はできません）
 ・当日の PC 貸出：先着順、当日に限りキャンパス内のみ利用可能
 - ・返却方法 必ず「サポートデスク」の対応時間内に持参し、対面で返却してください。
 返却期限までに返却されなかった場合、貸出の利用が一定期間できなくなります。
 - ・注意点 操作・運搬中に破損、故障、紛失した場合は、速やかにサポートデスクへ連絡して下さい。
 発生した状況によって弁償を求めることがあります。

<モバイルバッテリーの貸出について>

持参したノートパソコンの充電が足りなくなった場合に利用するモバイルバッテリーを貸出します。
数に限りがありますので、ノートパソコンは必ず自宅で満充電にして持参してください。

- ・受付窓口 高等教育開発・支援センター「サポートデスク」（大学 7 号館 1 階）
- ・貸出対応 授業実施日(1～5 時限目の時間帯を基本とし、6 限補講等、学年暦に応じた貸出を行う)
- ・手続き方法 窓口で「学生証または身分証明書」を提示し、貸出手続きしてください。
- ・貸出期間 当日のみ（先着順）
- ・充電接続 USB-C 本体付属ケーブル、USB-A（USB-A の接続ケーブルは持参してください）
- ・返却方法 必ず「サポートデスク」の対応時間内に持参し、対面で返却してください。
 返却期限までに返却されなかった場合、貸出の利用が一定期間できなくなります。
- ・注意点 操作・運搬中に破損、故障、紛失した場合は、速やかにサポートデスクへ連絡して下さい。
 発生した状況によって弁償を求めることがあります。

以上

貸出 PC 等の利用ルール

<利用目的>

1. 借用者本人が学習・研究を目的に利用すること。

<貸出・返却の方法（モバイルバッテリーも同様）>

2. 必ず本人がサポートデスク窓口において、受付終了時間までに手続き及び貸出・返却を行うこと。

<貸出 P C の取り扱い>

3. 持ち運ぶ時には専用のキャリーバッグに入れること。
4. 飲食しながらの使用は行わないこと。
5. 高温多湿の場所に放置しないこと。
6. 本体及び付属品や電源コード、キャリーバックは丁寧に扱うこと。
7. 貸出 P C の状態に問題があれば、速やかにサポートデスクに相談すること。

<返却期限を経過した場合の対応（モバイルバッテリーも同様）>

8. 返却期限日を過ぎて返却する場合、詳細な延滞理由を記入した「再発防止誓約書」を提出し、
返却日から 3 か月間、貸出停止とする。
9. 度重なる延滞や長期延滞があった場合又はその際申請書に記入した「連絡先」に何度連絡をしても本人に繋がらない場合は、無期限の貸出停止とする場合がある。なお、長期延滞時の場合において、これを、紛失と判断して、弁済を求めることがある。

<延滞等における連絡（モバイルバッテリーも同様）>

10. 延滞時に本人からの連絡がない場合、又サポートデスクからの返却連絡に応じない場合、本人が所属する学部・研究科に報告を行う。
11. 延滞時に本人へ連絡がつかない場合、届出の保証人宛に返却連絡を行う。

<貸出 P C ・モバイルバッテリーの破損・紛失>

12. 破損・紛失の場合は該当分の弁償、現物の弁済を求めることがある。

<禁止事項>

13. 借用者本人以外の他者へのまた貸し利用
14. 営利目的（物品販売、手数料を取る情報提供等）での利用
15. 著作権法に反する行為（無断ソフトコピー・無断データ利用等）
16. ネットワーク上で匿名を使用した不正行為、および他の利用者を誹謗・中傷する行為
17. 法律に反する行為（著作権 および 肖像権侵害、不正アクセス、わいせつ画像・児童ポルノ・児童虐待にあたるコンテンツの発信等）

<ガイドライン違反行為への対応>

18. 本ガイドラインに明らかに違反していると思われる場合、必要に応じて利用データを調査するとともに、無期限貸出停止とする場合がある。又、機器の利用方法 及び 取り扱いに著しく問題があると判断される場合も無期限貸出停止とする。

<その他注意事項>

19. 貸出 PC 利用時の個人データに関して大学は一切責任を負わない。
20. PC 返却後にデータはすべて消去する。必要なデータは各自でバックアップを取ること。